

教育・保育施設の利用料

利用料は、世帯の市民税所得割額の合計により決定します。

保育認定(3号)の利用料には、給食材料費相当額(主食費及び副食費)が含まれています。

※教育認定(1号)・保育認定(2号)の利用料は無償となります。(副食費は、世帯の課税状況に応じて各利用施設で実費徴収となります。)

(単位:円/月)

階層区分		1号認定 (3歳以上児)	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	
2	現年度分の市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	
3A	市民税所得割額が 次の区分に該当す る世帯	均等割課税のみ	0	0	0	12,000	11,700
3B		48,600円未満	0	0	0	16,000	15,700
4A		73,000円未満	0	0	0	19,000	18,600
4B		97,000円未満	0	0	0	22,000	21,600
5A		139,000円未満	0	0	0	27,000	26,500
5B		169,000円未満	0	0	0	31,000	30,400
6		199,000円未満	0	0	0	36,000	35,300
7		199,000円以上	0	0	0	41,000	40,300

- この表の入所(園)児童の属する世帯の階層区分の認定は、その児童と生計を一にしている扶養義務者(基本:父母、父母以外は家計の主宰者である場合に限る。)の市民税所得割額によるものとします。

【家計の主宰者である場合とは・・・】

○父母ともに前年分収入103万円(所得48万円)未満であり、祖父母等が同居している場合

→ 祖父母等のうち所得割の額が高い人を、家計の主宰者とします。

○祖父母等が事業主となり父または母を専従者控除の対象としている場合で、専従者控除の対象としている父または母の前年分収入103万円未満の場合

→ 事業主である祖父母等を家計の主宰者とします。

※上記に該当する場合は、同一住居内にいる(世帯分離をしている場合を含む)祖父母等を家計の主宰者とします。

【多子世帯への軽減①】

3号認定(0歳から2歳)の場合、保護者と生計を一にする場合は上のお子さんの年齢に関係なく、「第1子は、上記の表」、「第2子は、半額」、「第3子以降は無償」となります。(※年収360万円未満相当の世帯については、第2子以降、無償となる場合があります。)

また、1号認定・2号認定(3歳から5歳)の第3子以降の副食費(おかず代)が無償となります。

※「保護者と生計を一にする」とは・・・

必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であって、余暇には生活を共にしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱うこととなります。(例:寮に入っている高校生等)

【 多子世帯への軽減② 】

次の世帯については、第 2 子の利用料を無償化。

〈多子世帯への軽減(第2子無償化)の対象者〉

《 1号認定の場合 》：世帯の市民税所得割の合計額 77,101円未満 (4B階層の一部)

《 2・3号認定の場合 》：世帯の住民税所得割の合計額 57,700円未満 (4A階層の一部)

【 障がい児への軽減 】

世帯の市民税所得割の合計額 77,101 円以上の世帯であって、障がい児が入所(園)する場合は、1 階層を減じた階層の額とします。

【 ひとり親世帯等への軽減 】

入所(園)児童の属する世帯が「母子・父子世帯等」・「在宅障がい児(者)のいる世帯」で、次の階層区分に認定された場合は、保護者と生計を一にする場合は上のお子さんの年齢に関係なく、「第 1 子は、下記の表」、「第 2 子以降は無料」となります。

(単位:円/月)

階層区分	1号認定 (3歳以上児)	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
2 現年度分の市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	
3A 均等割課税のみ	0	0	0	5,500	5,300	
3B 市民税所得割額 が次の区分に該 当する世帯	48,600 円未満	0	0	0	6,700	6,500
4A	73,000 円未満	0	0	0	7,900	7,700
4Bの一部	77,101 円未満	0	0	0	9,000	8,800

【 途中入退所の日割り計算 】

保護者のあらゆる入退所のニーズに合わせた利用料とするため、月途中の入退所における利用料については、利用期間に応じた日割り計算をして利用料を算定します。※1号は20日で計算。

利用料 (月額) × 在籍日数(ただし、25日を超える場合は25日) / 25日
※計算の結果、10円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

【 利用料の切り替え時期 】

4月分から8月分までの利用料は前年度、9月から翌年3月までの利用料は当年度の市民税所得割額を基に決定することとなります。

新制度では、毎年9月が利用料の切り替え時期となります。



【 利用料の納付について 】

保護者の皆さまに負担していただく利用料は、保育所(園)・認定こども園で日々保育を行うために必要な経費の一部となるものです。特定教育・保育施設の運営に必要な利用料の納入につきましては、期限までに必ず納付されるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。